

総務部長 決 裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番 号	管舎役 22	科 項	防衛力基盤強化推進費		
												目	営舎費		
												目細分	営舎維持費(雑役務費)		
要 求 欄										年 月 日				調 達 欄	
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長	補 佐	係 長	係		
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係						
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他					契 約 方 式	一 般 指 随	根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
高圧変電設備等点検整備		一式			仕様書のとおり					選 定 業 者	契 約 条 件				
										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
										円					
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分			
備考									入札日時		年 月 日 時 分				
	課室名	管理施設課			要求者氏名	成田 智哉		電話番号	2073						

仕 様 書

		調達要求番号	管舎役 2 2
品 名	数 量	備 考	
高圧変電設備等点検整備	一式	別紙 1 ～ 5 のとおり	
1 総則			
(1) 適用範囲			
本仕様書は、防衛大学校校内及び走水海上訓練場に設置されている高圧変電設備等の点検整備について適用する。			
(2) 関連文書			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書又は入札書の提出時における最新版とする。			
電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）			
消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）			
防衛大学校電気設備保安規程（官側が貸与する）			
国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（令和 5 年版）			
2 役務に関する要求			
(1) 役務（作業）対象機器			
本役務の対象機器及び設置場所は、別紙 1、3、4、5 による。			
(2) 役務（作業）の条件			
1) 本役務は、関連文書の該当事項を遵守のうえ実施するものとする。			
2) 実施場所			
別紙 1、3、4 による			
3) 役務実施年月日			
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間とし、実施月は別紙 2 を基準とする。			
(ただし、停電を伴う作業については平日を除く。)			
4) 点検整備の実施基準			
各種の点検整備の実施基準は、別紙 2 によるものとし、細部については月別整備工程表を提出し、契約担当官等の承諾を受けるものとする。			
ア 停電を伴う点検整備（別紙 2 の作業条件 A）			
別紙 2 の実施月欄の期間中 6 回に分けて実施する。			
イ 停電を伴わない点検整備（別紙 2 の作業条件 B）			

各電気設備の点検整備を行う。ただし、契約期間内の作業員を
164 人見込む。なお作業員は第一種電気工事士(実務経験 5 年
以上)又は第二種電気工事士(実務経験 10 年以上)を有しているもの
とする。

ウ 停電事故等緊急時にて調査・復旧作業に対応する。(要担当者緊急
連絡先)

エ 高所作業(別紙 2 の作業条件 E)

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の間に 4 回行う。(オペ・誘導員含む)

3 消耗品等

食堂停電時には三相 200V37KVA の発電機を準備し冷凍冷蔵庫の電源
を確保する。

消耗品及び軽微な部品交換等に要する経費については、受注者の負担とす
る。

ただし、軽微でない場合については別途、契約担当官等と協議するものと
する。

4 官給品

パイロットランプ及び光熱水料等については、官側支給とする。

5 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

(1) 点検整備実施計画書(作業前 提出)

ただし、点検整備工程表は予め余裕をもって提出し、契約担当官等の
承諾を得ること。

(2) 安全計画書(作業前 提出)

(3) 緊急連絡網(作業前 提出)

(4) 点検整備日報(完了時 提出)

(5) 点検整備報告書(完了時データエクセル・ワード 提出)

(6) 点検整備写真(完了時デジタルカメラのデータ提出)

6 監督・検査

検査官等が実施するものとする。

7 その他

(1) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協
議するものとする。

- (2) 既存施設等の保護には十分注意すること。万一破損又は、汚損させた場合は、受注者の費用負担において速やかに補修等を行い、原状回復すること。
- (3) 各種測定の結果、所要の基準に適合しない場合は、その原因を追及し速やかに契約担当官等に報告する。
- (4) 本役務の実施にあたっては、作業員とは別に作業責任者を選任すること。作業責任者は第3種電気主任技術者以上の資格を有する者とする。
- (5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

幹線別	番号	点 検 場 所
	0-0	受電所 (屋内 密閉形)
1号幹線	1-01	人文科学館 (屋内 密閉形)
	1-02	資料館 (屋内 密閉形)
	1-03	第1学生舎 (屋内 密閉形)
	1-04	第2学生舎 (屋内 密閉形)
	1-05	第3学生舎 (屋内 密閉形)
	1-06	第4学生舎 (屋内 密閉形)
	1-07	学生教育1号棟(医務室) (屋内 密閉形)
	1-08	学生教育2号棟 (屋内 密閉形)
	1-09	学生教育3号棟 (屋内 開放形)
	1-10	高圧分岐盤NO1 (屋内 開放形)
	1-11	テニスコート低圧配電盤 (屋外 密閉形)
	1-12	女子浴場 (屋外 密閉形)
2号幹線	2-01	社会科学館 (屋外 密閉形)
	2-02	機械設備棟 (屋内 密閉形)
	2-03	学生食堂 (屋内 密閉形)
	2-04	学生会館 (屋内 密閉形)
	2-05	旧医務室 (屋内 密閉形)
	2-06	覆道射場 (屋外 密閉形)
	2-07	高圧分岐盤NO2 (屋外 密閉形)
3号幹線	3-01	教育研究B館 (屋内 開放形)
	3-02	教育研究A館 (屋内 開放形)
	3-03	第2空力実験室 (屋内 密閉形)
	3-04	隊員宿舎 (屋外 密閉形)
	3-05	実験棟D棟 (屋内 密閉形)
	3-06	高圧分岐盤NO4(噴射機関実験室東側) (屋外 密閉形)
4号幹線	4-01	実験棟C棟 (屋内 密閉形)
	4-02	実験棟A棟 (屋内 開放形)
	4-03	実験棟B棟 (屋内 開放形)
	4-04	カスケード実験施設 (屋内 開放形)
	4-05	低濃度排水処理施設 (屋内 密閉形)
	4-06	研究科学生舎 (屋内 密閉形)
	4-07	火薬類実験施設 (屋内 開放形)
	4-08	超高圧実験施設 (屋内 密閉形)
	4-09	高圧分岐盤NO3(低濃度排水処理前) (屋外 密閉形)
5号幹線	5-01	理工学3号館 (屋内 開放形)
	5-02	実験棟E棟 (屋内 密閉形)
	5-03	土木化学実験棟 (屋内 開放形)
	5-04	理工学2号館 (屋内 開放形)
	5-05	理工学1号館(124/134号室電気室)含む (屋外 開放形)
	5-06	ヘリウム実験装置 (屋外 密閉形)
	5-07	総合体育館(高圧分岐盤含む) (屋内 密閉形)
	5-08	高圧分岐盤NO5(土木化学実験棟裏) (屋外 密閉形)
	5-09	高圧分岐盤NO6(理工学1号館) (屋外 密閉形)
6号幹線	6-01	本部庁舎 (屋内 密閉形)
	6-02	多目的講堂 (屋内 密閉形)
	6-03	図書情報館 (屋内 密閉形)
7号幹線	7-01	守衛所・消防所 (屋外 密閉形)
	7-02	防衛学館 (屋内 密閉形)
	7-03	陸上競技場 (屋外 密閉形)
	7-04	花立野球場 (屋外 密閉形)
走 水	10-01	海上訓練場 (屋外 密閉形)
点検整備箇所数		52箇所

役務（作業）内容

点検設備要領

1 引込み（受電点）ケーブル及び開閉器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 外観の歪み、異臭、発錆、ケーブルの支持異常の点検、碍子類の目視点検を行う。なお、ケーブルと樹木の離隔距離を確認し危険箇所の伐採を行う。	6～8 月	A
II 外部の損傷、接触部の過熱、変色及び各締付ボルトの緩みの有無を点検し、増締め及び清掃を行う。	6～8 月	A

イ) 開閉試験

点検整備要領	実施月	作業条件
I 手動にて 2～3 回、開閉を行い操作具合を確認する。	6～8 月	A

ウ) 絶縁抵抗試験

点検整備要領	実施月	作業条件
I 高圧ケーブルは、5,000V メガにて測定し、その良否を確認する。高圧機器 E 接地方式試験、引込ケーブル、G 接地方式試験及び、シース、遮へい層と大地間の絶縁抵抗測定を行う。(ハイビットメガ取説 P-42 参照)	6～8 月	A

エ) 接地抵抗試験

点検整備要領	実施月	作業条件
I 接地端子箱から各接地極に対し、状況調査を実施し適正な処置を施した上で測定を行う。 (詳細は別紙 3 参照)	6～8 月	A

2 引込み（受電点）保護継電器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 円板、可動部、接点、コイル補助接触子の損傷、変形、荒れ及びガタの点検をし、清掃及び増締めを行う。	6～8 月	A

イ) 動作試験

点検整備要領	実施月	作業条件
I 現況の調整タップ及びレバーにて下記の測定・確認を行う。 ア) 最小動作電流試験 イ) 動作電流試験 (200/300/500% 電流値) ウ) 復帰具合の確認	6～8 月	A

3 高圧配電盤

ア) 点検整備

① 盤箱体

点検整備要領	実施月	作業条件
I 引出形遮断器は盤外に引き出して、据付の歪・金属部の発錆・盤内結露有無の点検、ボルト類の増締め及び盤内外清掃の整備を行う。	6～8 月	A

② 扉面取付器具

点検整備要領	実施月	作業条件
I 饋電状態において、計器、表示灯、スイッチの破損・老朽度合の状況点検を行う。計器類は、目盛りゼロ調整を行う。	6～8 月	A

③ 母線部

点検整備要領	実施月	作業条件
I 碍子支持物の破損・変形及び端子接続部の過熱・変色の状態の点検並びに各締付ボルトの緩みの増締め及び泥損箇所の手入れを行う。	6～8 月	A

④ 引出機構部

点検整備要領	実施月	作業条件
I 接触部に過熱、変色、破損、老朽化の点検及び挿入	6～8 月	A

具合の調整を行う。		
-----------	--	--

⑤ 変成器

点検整備要領	実施月	作業条件
I モールド部の変色、変形の有無の点検及び端子部の点検増締め並びに汚損箇所の清掃を行う。	6～8 月	A

⑥ 接地線・接地端子

点検整備要領	実施月	作業条件
I 接地線及び接地端子の点検・増締め並びに汚損箇所の清掃を行う。	6～8 月	A

⑦ 制御回路配線

点検整備要領	実施月	作業条件
I 配線接続部の緩み及び断線、ヒューズの変色の点検並びに端子部の増締めを行う。	6～8 月	A

イ) 絶縁抵抗測定

点検整備要領	実施月	作業条件
I 高圧母線、所内ケーブルは、5,000Vメガにて測定し、その良否を確認する。高圧幹線ケーブル,E・G 接地法方式試験及びシース、遮へい層と大地間の絶縁抵抗測定を行う。(ハイビットメガ取説 P-42 参照)	6～8 月	A

ウ) 接地抵抗測定

点検整備要領	実施月	作業条件
I 各変電室及び避雷設備の接地端子箱から各接地極に対し、状況調査を実施し適正な処置を施した上で測定を行う。 (詳細は別紙 3 参照)	6～8 月	A

4 遮断器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 引出形遮断器は、盤外へ引出して、注油の整備を行った上、増締め及び清掃を行う。また、接触子の表面の古いグリスを拭き取り新たに機器に合ったグリスの塗布を行う。	6～8月	A
II 機構各部、表示器及びカウンターの動作状況を確認する。	6～8月	A

イ) 制御装置の点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 配線の損傷、劣化及び接点部の損傷の点検並びに制御リレーの動作具合を確認し、遮断速度の測定を行う。	6～8月	A

ウ) 絶縁抵抗測定

点検整備要領	実施月	作業条件
I 主回路は、各相間、極間及び大地間を 5,000V メガにて測定し、その良否を確認する。	6～8月	A
II 操作回路は、一括大地間を 125/250/500V メガにて測定し、その良否を確認する。	6～8月	A

5 気中負荷開閉器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 外部の損傷、接触部の過熱、変色及び各締付ボルトの緩みの有無を点検し、増締め及び清掃を行う。	6～8月	A

イ) 開閉試験

点検整備要領	実施月	作業条件
I 手動にて 2～3 回、開閉を行い操作具合を確認する。	6～8月	A

6 油入変圧器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 箱体の発錆、塗装のはがれ、油漏れ及び碍子を含む損傷の有無を点検し、＜主回路端子部の増締め及び汚損箇所の清掃を行う。	6～8月	A
II 絶縁油耐圧試験及び酸化測定を行う。 〔30KV〕＞ 1回 / 3年 ・ 全酸価 ＜ 0.2 1回 / 3年	6～8月	A

イ) 絶縁抵抗測定

点検整備要領	実施月	作業条件
I 1次、2次及び1次～2次間を5,000Vメガにて測定し、その良否を確認する。	6～8月	A

ウ) 電圧調整タップ

点検整備要領	実施月	作業条件
I 電圧調整タップ確認、増締め及び絶縁油の状態を確認する。	6～8月	A

7 母線及び開閉器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 外観の歪み、異臭、発錆、母線の支持異常の点検、碍子類の破損及び端子接続部の緩みの有無を点検し、清掃及び増締めを行う。	6～8月	A

イ) 各機器類

点検整備要領	実施月	作業条件
I 断路器、高圧カットアウト、電力ヒューズ及びMCBの開閉器類の接触部の過熱、変色及びヒューズの破損を点検し手動操作にて開閉具合を確認する。	6～8月	A

ウ) 絶縁抵抗測定

点検整備要領	実施月	作業条件
I 各線間及び大地間の測定を行い、その良否を確認する。	6～8月	A

8 保護継電器

ア) 構造点検

点検整備要領	実施月	作業条件
I 円板、可動部、接点、コイル補助接触子の損傷、変形、荒れ及びガタの点検をし、清掃及び増締めを行う。	6～8月	A

イ) 動作試験

点検整備要領	実施月	作業条件
I 現況の調整タップ及びレバーにて下記の測定・確認を行う。 ア) 最小動作電流試験 イ) 動作電流試験 (200/300/500% 電流値) ウ) 復帰具合の確認	6～8月	A

9 低圧配電盤

構造点検

① 盤箱体

点検整備要領	実施月	作業条件
I 引出形遮断器は盤外に引き出して、据付の歪・金属部の発錆・盤内結露有無の点検、ボルト類の増締め及び盤内外清掃の整備を行う。	6～8月	A

② 扉面取付器具

点検整備要領	実施月	作業条件
I 饋電状態において、計器、表示灯、スイッチの破損・老朽度合の状況点検を行う。計器類は、目盛りゼロ調整を行う。	6～8月	A

③ 母線部

点検整備要領	実施月	作業条件
I 碍子支持物の破損・変形及び端子接続部の過熱・変色の状態の点検並びに各締付ボルトの緩みの増締め及び汚損箇所の清掃を行う。	6～8月	A

④ 引出機構部

点検整備要領	実施月	作業条件
I 接触部に過熱、変色、破損、老朽化の点検及び挿入 具合の調整を行う。	6～8 月	A

⑤ 変成器

点検整備要領	実施月	作業条件
I モールド部の変色、変形の有無の点検及び端子部の 点検増締め並びに汚損箇所の清掃を行う。	6～8 月	A

⑥ 接地線・接地端子

点検整備要領	実施月	作業条件
I 接地線及び接地端子の点検・増締め並びに汚損箇所の 清掃を行う。 (詳細は別紙 3 参照)	6～8 月	A

⑦ 制御回路配線

点検整備要領	実施月	作業条件
I 配線接続部の緩み及び断線、ヒューズの変色の点検 並びに端子部の増締めを行う。	6～8 月	A

⑧ 絶縁抵抗測定

点検整備要領	実施月	作業条件
I 抵抗母線、分岐回路を 125/250/500V メガにて測定 し、その良否を確認する。	6～8 月	A
II C V C F 回路は、無停電漏電点探査器にて活線状態 で測定する。	6～8 月	A

⑨ 各変電室配電盤の漏電遮断機

点検整備要領	実施月	作業条件
I 汚損、損傷、過熱、電線の接続状態の点検を行う。	6～8 月	A

1 0 高所作業

点検整備要領	実施月	作業条件
I 運動施設の照明柱において、高所作業車を使用しランプ交換を行う。(ランプは官側が支給する)	4回/年	E
II 高所作業車を使用し樹木伐採を行う。		

1 1 清掃

点検整備要領	実施月	作業条件
I 各変電室及び変電設備の清掃(洗浄剤及び防湿・防食・潤滑保護剤使用)	点検時ごと	

1 2 電気設備の点検整備

点検整備要領	実施月	作業条件
I 各建物において、次の点検整備を行う。 ア 官側が支給する材料・部品を使用し蛍光灯安定器(LEDランプ)交換や配線修理・不良器具の交換の軽微な修理を行う。 イ 低圧電気設備配線の絶縁不良調査を行う。(端末までの絶縁調査) ウ 受電所及び各変電設備周辺の除草・樹木の枝の伐採を行う。 エ 屋外キュービクル・スイッチボックス、外灯ポール等の清掃及び塗装を行う。 オ その他、官側の指示する*1調査・点検作業を行う。 カ 点検作業に要する労務は計56人工とする。	作業毎	B

*1 停電事故等の原因・不良箇所の調査及び復旧作業。

※作業条件

A→停電を伴い実施する点検整備

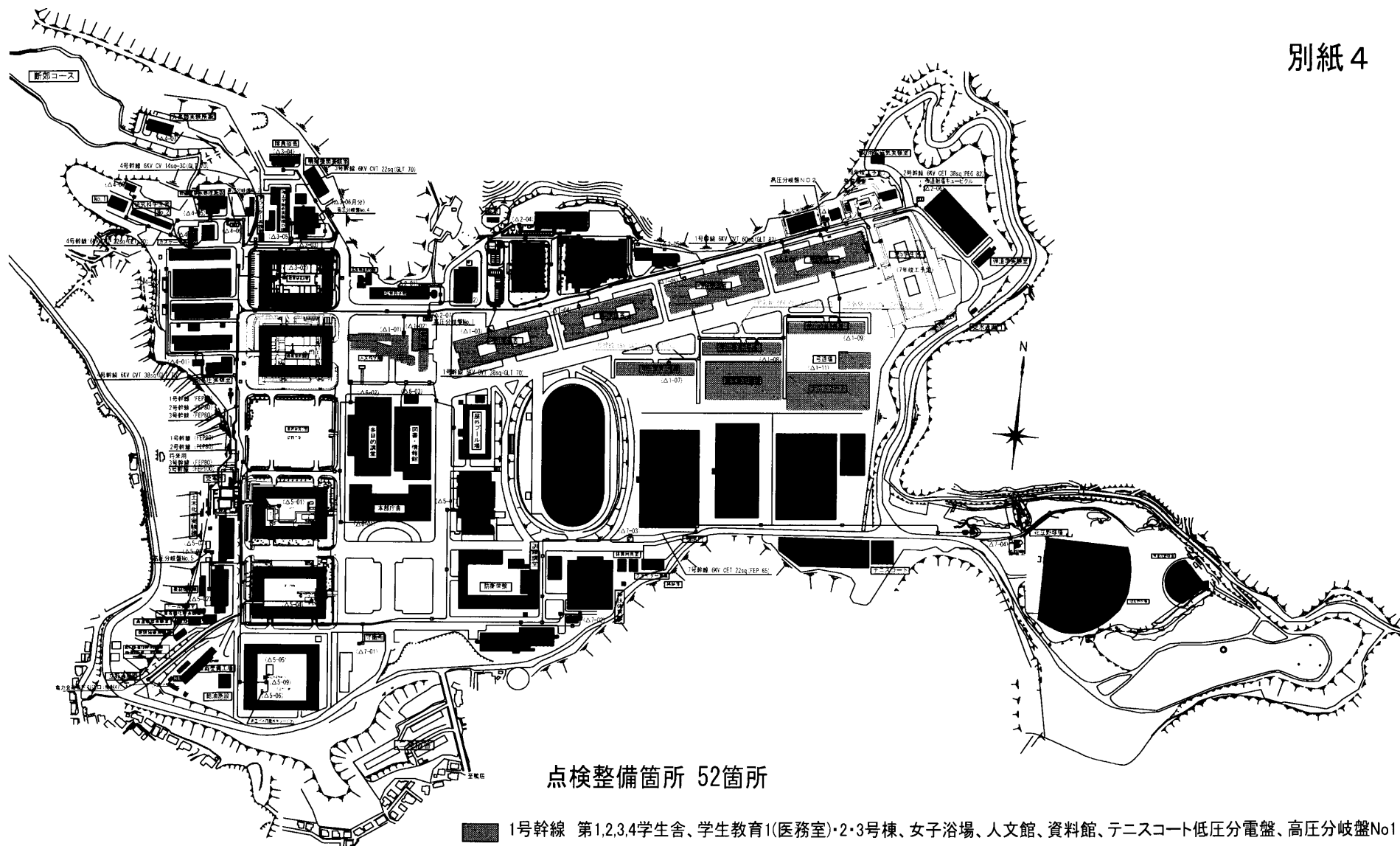
B→停電を伴わないで実施する目視点検整備

E→消灯し、高所作業車を使用しランプ交換および樹木伐採を行う

※2号幹線の停電については、学生が夏季休暇の時期に実施すること。

(8月1日～8月20日頃)

幹線別	番号	点 検 場 所	EA・ED	EB	ED(ELB)
	0-0	受電所 (屋内 密閉形)	1	1	—
1号幹線	1-01	人文科学館 (屋内 密閉形)	1	1	1
	1-02	資料館 (屋内 密閉形)	1	1	1
	1-03	第1学生舎 (屋内 密閉形)	1	1	1
	1-04	第2学生舎 (屋内 密閉形)	1	1	1
	1-05	第3学生舎 (屋内 密閉形)	1	1	1
	1-06	第4学生舎 (屋内 密閉形)	1	1	—
	1-07	学生教育1号棟(医務室) (屋内 開放形)	1	1	—
	1-08	学生教育2号棟 (屋内 開放形)	1	1	—
	1-09	学生教育3号棟 (屋内 開放形)	1	—	—
	1-10	高圧分岐盤NO1 (屋外 密閉形)	1	—	—
	1-11	テニスコート低圧配電盤 (屋外 密閉形)	1	—	—
	1-12	女子浴場 (屋外 密閉形)	1	1	1
2号幹線	2-01	社会科学館 (屋内 密閉形)	1	1	—
	2-02	機械設備棟 (屋内 密閉形)	1	1	—
	2-03	学生食堂 (屋内 密閉形)	1	1	—
	2-04	学生会館 (屋内 密閉形)	1	1	—
	2-05	旧医務室 (屋内 密閉形)	1	1	—
	2-06	覆道射場 (屋外 密閉形)	1	1	—
	2-07	高圧分岐盤NO2 (屋外 密閉形)	1	—	—
3号幹線	3-01	教育研究B館 (屋内 開放形)	1	1	1
	3-02	教育研究A館 (屋内 開放形)	1	1	1
	3-03	第2空力実験室 (屋内 密閉形)	1	1	—
	3-04	隊員宿舎 (屋内 密閉形)	1	1	—
	3-05	実験棟D棟 (屋内 密閉形)	1	1	—
	3-06	高圧分岐盤NO4(噴射機関実験室東側) (屋外 密閉形)	1	1	—
4号幹線	4-01	実験棟C棟 (屋内 密閉形)	1	1	—
	4-02	実験棟A棟 (屋内 開放形)	1	1	—
	4-03	実験棟B棟 (屋内 開放形)	1	1	—
	4-04	カスケード実験施設 (屋内 開放形)	1	1	—
	4-05	低濃度排水処理施設 (屋内 密閉形)	1	1	—
	4-06	研究科学生舎 (屋内 密閉形)	1	1	—
	4-07	火薬類実験施設 (屋内 開放形)	1	1	—
	4-08	超高圧実験施設 (屋内 密閉形)	1	1	—
	4-09	高圧分岐盤NO3(低濃度排水処理前) (屋外 密閉形)	1	—	—
5号幹線	5-01	理工学3号館 (屋内 開放形)	1	1	—
	5-02	実験棟E棟 (屋内 密閉形)	1	1	—
	5-03	土木化学実験棟 (屋内 開放形)	1	1	—
	5-04	理工学2号館 (屋内 開放形)	1	1	—
	5-05	理工学1号館(124/134号室電気室)含む (屋外 開放形)	1	1	—
	5-06	ヘリウム実験装置 (屋外 密閉形)	1	1	—
	5-07	総合体育館(高圧分岐盤含む) (屋内 密閉形)	1	1	—
	5-08	高圧分岐盤NO5(土木化学実験棟裏) (屋外 密閉形)	1	—	—
	5-09	高圧分岐盤NO6(理工学1号館) (屋外 密閉形)	1	—	—
6号幹線	6-01	本部庁舎 (屋内 密閉形)	1	1	1
	6-02	多目的講堂 (屋内 密閉形)	1	1	1
	6-03	図書情報館 (屋内 密閉形)	1	1	1
7号幹線	7-01	守衛所・消防所 (屋外 密閉形)	1	1	1
	7-02	防衛学館 (屋内 密閉形)	1	1	—
	7-03	陸上競技場 (屋外 密閉形)	1	1	—
	7-04	花立野球場 (屋外 密閉形)	1	1	—
走 水	10-01	海上訓練場 (屋外 密閉形)	1	1	—
点検整備箇所数			52	45	12



点検整備箇所 52箇所

配線凡例

幹線番号	保護管	供給先又は系統
1号幹線 (CET 6050)	FE280-GL182	発電所～分岐盤 NO1, 2
2号幹線 (CET 6050)	FE280-GL182	発電所～分岐盤 NO1, 2
3号幹線 (CET 6050)	FE280-GL182	発電所～分岐盤No3
4号幹線 (CET 6050)	FE280-GL182	発電所～分岐盤No3
5号幹線 (CET 10050)	FE100-GL192	発電所～総合体育館
6号幹線 (CET 10050)	FE100-GL192	発電所～図書情報館
7号幹線 (CET 3850)	FE265-PK70	発電所～花立野球場

- 1号幹線 第1,2,3,4学生舎、学生教育1(医務室)・2・3号棟、女子浴場、人文館、資料館、テニスコート低圧分電盤、高圧分岐盤No1
- 2号幹線 社会科学館、機械設備棟、学生食堂、学生会館、旧医務室、覆道射場、高圧分岐盤No2
- 3号幹線 教育研究A・B館、第2空力実験室、隊員宿舍、実験棟D棟、分岐盤No4
- 4号幹線 実験棟A～C棟、カスケード実験室、低濃度排水処理施設、研究科学学生舎、火薬類実験施設、超高压実験施設、高圧分岐盤No3
- 5号幹線 理工1～3号館、実験棟E棟、土木化学実験棟、総合体育館、ヘリウム実験装置、高圧分岐盤No5・No6
- 6号幹線 本部庁舎、多目的講堂、図書・情報館
- 7号幹線 守衛・消防所、防衛学館、陸上競技場キューピクル、花立野球場キューピクル

高圧変電設備 機器内訳表(幹線集計)

別紙5

機器名称	高圧 配電盤	高圧遮断器						保護継電器			その他機器		低圧 配電盤	油入変圧器		変圧器用開閉器			母線
幹線		VCB	VMS	PAS	LBS	3PDS	LDS	OCR	GR	その他	SC	LA		1φ	3φ	LBS	PFS	PCS	高圧器
受電所	12	10	2	1	3	1	0	8	8	1	3	1	1	1	1	1	0	0	一式
1号幹線	11	9	0	0	0	1	24	10	2	2	0	0	21	14	10	16	13	10	一式
2号幹線	9	5	0	0	4	1	23	7	0	1	0	3	14	7	7	6	0	19	一式
3号幹線	20	18	7	0	1	4	13	16	2	2	7	3	17	11	12	19	0	1	一式
4号幹線	11	4	0	0	4	6	15	6	3	0	6	0	16	8	11	12	0	45	一式
5号幹線	9	6	0	3	3	7	14	6	3	4	4	0	19	11	10	19	0	35	一式
6号幹線	3	3	0	0	0	2	4	3	0	2	0	1	9	7	6	10	0	0	一式
7号幹線	4	3	0	0	2	1	3	2	0	0	0	0	8	5	4	7	0	4	一式
走水海上訓練場	1	0	0	1	1	3	0	2	0	0	0	1	2	1	1	0	0	2	一式
幹線合計	80	58	9	5	18	26	96	60	18	12	20	9	107	65	62	90	13	116	